

主な協議内容等

会議名	第13回議会改革特別委員会
開催日時	平成24年3月26日（月）午後1時
場 所	宮守総合支所 議場
会議内容	協議事項 (1) 議会基本条例素案について意見を聴く会の班編成について (2) 議会基本条例素案（たたき台）について
出席委員（欠席委員）	19名（0名）
主な協議結果等	<p><b>(1) 議会基本条例素案について意見を聴く会の班編成について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回と同じ班編成とする。</li> <li>・できるだけ前回と同じ地区に行くよう日程調整する。</li> <li>・前回の意見を聴く会で出された意見等をまとめて持っていく。議会としてまとめるものと市当局で報告するものを振り分け、それを委員が報告する形で進める。</li> <li>・聴く会の開始時間を前回の午後6時30分を午後7時に変更する。</li> </ul> <p><b>(2) 議会基本条例素案（たたき台）について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条（会派）から第7条（市民等との懇談会）までのたたき台を精査した。</li> <li>・第5条（会派）は、次のとおりとした。 議員は、議会活動を行うため、同一理念を共有する政策集団（以下「会派」という。）を結成することができる。 2 会派に関することは、別に定める。 なお、会派に関する規程第2条第2項中「3人」を「2人」に改正する。</li> <li>・第6条（市民との連携）は、第2項を「議会は、すべての会議を原則公開するものとする。」とする。 第4項を「議会が請願及び陳情を審査するときは、紹介議員のほか請願者又は陳情者がその趣旨を説明する機会を設けることができる。」とするが、総務課の法規担当から意見を聴くことにする。</li> <li>・第7条（市民との懇談会）は、「議会は、市政の諸課題に対処するため、議員と市民が自由に情報及び意見を交換する市民との懇談会を年1回以上行うものとする。」とする。</li> </ul>